

会社概要

右のリンクをご参照ください。[会社概要](#)

報告対象期間

環境データについては 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日を、労働安全衛生データについては、2025 年 1 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日を対象期間としています。

なお、ESG データで表示している 2024 年度以前の環境データは、国内事業所については 4 月 1 日 ~ 3 月 31 日を、海外事業所については 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日を対象期間として集計・算定したものです。

報告対象範囲

本社機能、生産拠点、研究拠点、販売会社を含む、以下の法人の事業所を集計対象としています。なお、これらの事業所に含まれる子会社の活動も含んでいます。

生産拠点および研究拠点は、日本は計 6 拠点、海外は計 10 拠点あります。なお、1つの会社が複数の生産拠点、研究拠点を保有している場合があります。

グローバルとは日本と海外の合計で、海外とは日本以外のエリアの合計です。

日本	■ アステラス製薬株式会社
米国	■ Astellas US Holding, Inc. ■ Astellas US LLC ■ Astellas Pharma Global Development, Inc. ■ Astellas US Technologies, Inc. ■ Astellas Research Institute of America LLC ■ Astellas Institute for Regenerative Medicine ■ Astellas Innovation Management LLC ■ Astellas Rx+ Business Accelerator LLC ■ Astellas Venture Management LLC ■ Astellas Engineered Small Molecules US, Inc. ■ Universal Cells, Inc. ■ Xyphos Biosciences, Inc. ■ Astellas Gene Therapeutics, Inc. ■ Iota Biosciences, Inc. ■ IVERIC bio, Inc. ■ 販売会社
エスタブリッシュド マーケット	■ Astellas B.V. ■ Astellas Pharma Europe Ltd. ■ Astellas Pharma Europe B.V. ■ Astellas Ireland Co., Limited ■ Astellas Engineered Small Molecules U.K. Limited ■ 各販売会社
チャイナ	■ Astellas China Investment Co., Ltd. ■ Astellas Pharma China, Inc. ■ 各販売会社
インターナシヨナ ルマーケット	■ Astellas Pharma Singapore Pte. Ltd. ■ 各販売会社

報告対象期間における組織の重要な変化

特にありません。

パフォーマンスデータの算定方法

開示指標	根拠、算定方法・基準等
エネルギー使用量	根拠:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 算定方法・基準等: 各エネルギーのエネルギー使用量^{※1} × 換算係数^{※2} ※1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量 ※2 換算係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 ＜液体燃料、気体燃料、購入熱、再生可能エネルギーの直接利用の定義＞ ・液体燃料: 灯油、軽油、ガソリン、バイオエタノール ・気体燃料: LPG、LNG、都市ガス ・購入熱: 蒸気、温水、冷水 ・再生可能エネルギーの直接利用: 風力、木質チップ、地熱、太陽光 2023 年の開示より、購入電力および再生可能エネルギー（太陽光、風力発電など）を用いて自ら発電した電力の使用に伴うエネルギー量は、1 kWh あたり 3.6 MJ で換算をしています。
水使用量 水資源生産性	根拠:環境報告ガイドライン 算定方法・基準等: ・上水: 水道局からの請求書に記載された使用量 ・工業用水: 水道局からの請求書に記載された使用量等 ・地下水: 設置されたメーターの読み値等 ・水資源生産性 = 売上収益(十億円) / 水資源投入量(千 m³)
原材料および消耗品	根拠:環境報告ガイドライン 集計対象: 購買時に重量単位(kg 等)で把握しているもの、および体積単位(リットル等)で把握している原材料および生産プロセスで用いる消耗品 算定方法: 報告期間における購買量 重量への換算係数の出典: 各マテリアルのサプライヤーが公開している文書(密度情報)等
GHG 排出量 スコープ 1 (エネルギー由来)	根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 算定方法・基準等: GHG 排出量 = 各エネルギーのエネルギー使用量^{※1} × 排出係数^{※2} ※1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量 ※2 排出係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」
GHG 排出量 スコープ 2	日本以外の地域での電力使用における CO₂ 排出量の算定においては、各事業所が供給を受ける電力事業者が提供する CO₂ 排出係数を採用しています(マーケットベース手法)。電力事業者の個別係数が入手できない場合は、以下を使用しています。 ・米国: Environmental Protection Agency が公表する“eGRID 2023”に収載された州ごとの排出係数 ・カナダ: “Emission Factors and Reference Values Version 3.0 October 2025”に掲載された 2025 年用の排出係数。 ・英国: Department for Environment, Food and Rural Affairs が公表する“Greenhouse gas reporting: conversion factors 2025”に記載された排出係数 ・オーストラリア: Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water が発行する“Australian National Greenhouse Accounts Factors 2025”に収載された排出係数。 ・その他: 国際エネルギー機関(IEA)が発行する「IEA Emission factors 2025」の国別係数を採用しています。
GHG 排出量 スコープ 1 (フロン類の漏洩由来)	根拠:フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 算定方法・基準等: GHG 排出量 = 各フロンの漏洩量 × 地球温暖化係数[※] ※ 排出係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」
NOx 排出量	根拠:環境報告ガイドライン

	算定方法・基準等： ・「時間当たりの排ガス量(m³N/h)」が把握できる場合 $\text{NOx排出量(トン)} = \text{排出濃度}^{*1}(\text{ppm}) \times \text{時間当たりの排ガス量}^{*2}(\text{m}^3\text{N/h}) \times \text{施設の年間稼働時間(h)} \times 10^{-9} \times 2.054^{*3}$ ・「単位乾き排ガス係数」^{*4}を用いる場合 $\text{NOx排出量(トン)} = \text{排出濃度(ppm)} \times 21 / (21\text{-酸素濃度}(\%)) \times \text{燃料使用量(L/h、kg/h、m}^3\text{N/h)} \times \text{単位乾き排ガス係数(m}^3\text{N/L、m}^3\text{N/kg、m}^3\text{N/m}^3\text{N)} \times 10^{-9} \times 2.054^{*3}$ ^{*1} 排出濃度は、補正值(酸素%換算値)ではなく、実測値を用い、排出濃度が定量限界値未満の場合は、ゼロとする。 ^{*2} 時間当たりの排ガス量は、乾きガス量とする。 ^{*3} $2.054 = 46 / 22.4 \text{ g/L} = \text{NO}_2 \text{ のモル質量} / \text{標準状態の気体 1 モルの体積}$ ^{*4} 出典：「窒素酸化物(NOx)総量規制使用計画書作成の手引き(大阪府環境農林水産部環境管理室、令和6年4月)」
VOC 排出量	根拠：環境報告ガイドライン、大気汚染防止法 調査対象物質：「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成17年6月17日環管大発第050617001号)別表第1 算定方法・基準等： 調査対象物質ごとの取扱量が100 kg以上のもの*の大気排出量について、事業場ごとに排出量を合計した値を事業場 VOC 排出量とする。 *化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)で規定される「特定第一種指定化学物質」に該当する場合は取扱量が10 kg以上のもの。
PRTR 法による届出対象物質の排出量	根拠：環境報告ガイドライン、化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法) 調査対象物質：PRTR 法で規定される第一種指定化学物質および 特定第一種指定化学物質 算定方法・基準等： 国内全事業場での取扱量総和が1トン以上のもの*。 *化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)で規定される「特定第一種指定化学物質」に該当する場合は取扱量が0.5トン以上のもの。
BOD 負荷量	根拠：環境報告ガイドライン 算定方法・基準等： ・BOD 年間負荷量(トン) = BOD 濃度(mg/L) × 年間排水量(千 m³) × 1/1000 ・BOD 濃度は、外部機関に委託した計量証明に記載された数値の年間平均値を用いる。
排水量	根拠：環境報告ガイドライン 算定方法・基準等： ・国内：流量計データから算定。 ・海外：取水量と同値としています。
廃棄物等発生量 廃棄物等発生量原単位	根拠：環境報告ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外) 集計対象：廃棄物および有価物 算定方法・基準等： ・廃棄物等発生量：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外) ・廃棄物等発生量原単位 = 廃棄物等発生量(トン) / 売上収益(十億円)

廃棄物最終 処分量	根拠:「産業廃棄物排出・処理実態調査指針(改訂版)」(平成 22 年 4 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課) 算定方法・基準等: 廃棄物最終処分量 = 「直接最終処分」の対象量 + 「自社処理」の残渣* + 「中間委託処理」の残渣* + 「中間処理後再生」の残渣* *残渣については、廃棄物発生量に「循環型社会自主行動計画フォローアップに関する調査マニュアル」(日本製薬団体連合会 環境委員会 循環型社会形成自主行動計画 WG)などに記載の残渣率を乗じて算出。
----------------------	---

スコープ 3 GHG 排出量の算定方法

根拠: 環境省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.5) (2025 年 3 月)」(以下、「環境省 DB」。)

カテゴリ		活動量データ、算出方法	算定対象範囲、排出原単位の出典等
1	購入した製品・サービス	活動量: 購入金額 (百万円) 算定方法: 原材料の購入金額 (税抜) × (各原材料の排出原単位 × 1.05)	対象: 商用生産用に調達した原材料および委託した製造・加工サービス (グローバル) 排出原単位: ・出典: 環境省 DB [5] 産業連関表ベースの排出原単位 各原材料の金額ベースの排出原単位 (購入者価格ベース) (=t-CO₂eq/2005 年当時税込金額)
2	資本財	活動量: 設備投資金額、ソフトウェア購入金額 (百万円) 算定方法: ・設備投資額 (連結) × (資本財の価格当たり排出原単位 × 1.05) ・ソフトウェア購入金額 (連結) × (資本財の価格当たり排出原単位 × 1.05) *建設仮勘定については、当該勘定の計上額から本勘定へ振り替える額を活動量として適用。土地、使用権資産、無形資産は含まない。	対象: グローバル 排出原単位: ・出典: 環境省 DB [6] 資本財の価格当たり排出原単位 <事務局> 医薬品 2.83 t-CO₂ eq/百万円
3	スコープ 1、2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	活動量: 種別エネルギー使用量 算定方法: 購入した燃料・電力・熱等の使用量 × エネルギー種別の使用量当たりの排出原単位	対象: グローバル 排出原単位: ・出典: 環境省 DB [7] 電気・熱使用量当たりの排出原単位 <事務局> ・出典: 国立研究開発法人 産業技術総合研究所「LCI データベース IDEA version 2.3」
4	輸送、配送 (上流)	輸送時の CO₂排出量 改良トンキロ法 活動量: 輸送重量・距離 (トン・キロ) 算定方法: ・海外: 輸送重量・距離 (トン・キロ) × トンキロ当たりの排出量原単位 ・日本: 輸送重量・距離 (トン・キロ) × トンキロ当たりの燃料種別燃料使用量原単位 × 燃料種ごとの CO₂排出原単位 燃費法 活動量: 輸送距離 (キロ) 算定方法: 輸送距離 / 燃費 × 燃料種ごとの CO₂排出原単位	対象: 製品等の輸送 (グローバル) 輸送に伴う原単位 (日本以外での輸送): ・出典: Defra (The Department for Environment, Food and Rural Affairs、英国) が公表する算定シート 輸送車両、積載重量別の排出原単位、および Well-to-tank 排出原単位 輸送に伴う原単位 (日本での輸送): ・出典 (改良トンキロ法): 環境省 DB [2] 燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量および燃料使用量ごとの CO₂排出原単位、および Well-to-tank 排出原単位 ・出典 (燃費法): 環境省 DB [2] 燃料別最大積載量別の自動車の燃費および燃料使用量ごとの CO₂排出原単位、および Well-to-tank 排出原単位
		製品保管のための倉庫 (外部委託分) での CO₂排出量 活動量: 電気使用量 (kWh) 算定方法: 電気使用量 × 排出原単位	対象: 日本 電気の排出原単位: ・環境省、経済産業省が公表する最新の電気事業者別排出係数 (調整後)

5	事業から出る廃棄物	廃棄物処理時の CO2 排出量 活動量：産業廃棄物の再資源化量、焼却処理量、直接埋め立て処理量 算定方法：活動量 × 廃棄物種類・処理方法別排出原単位	対象：日本 産業廃棄物処理・処分時の排出原単位： ・出典：環境省 DB [8] 廃棄物種類・処理方法別排出原単位＜事務局＞（廃棄物輸送段階除く）
		廃棄物輸送時の CO2 排出量： 活動量：輸送重量・距離（トン・キロ） 算定方法：輸送重量 × 輸送距離 × 輸送に伴う燃料使用量原単位	対象：日本 廃棄物輸送時の排出原単位： 燃料使用量当たりの原単位 ・出典：環境省 DB [2] 燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量
6	出張	飛行機利用による CO2 排出量 活動量：移動距離（人・km） 算定方法： 飛行機を利用した人数 × 1 フライトごとの空港間の距離 × 排出原単位	対象：旅行代理店を介して手配した航空機利用実績（グローバル） 空港間の飛行距離：地球表面上の 2 点間を直線で飛行したと仮定して計算 排出原単位： ・出典：Defra（The Department for Environment, Food and Rural Affairs、英国）が公表する算定シート 搭乗クラス、距離別の排出原単位、および Well-to-tank 排出原単位
		外勤活動での私用車利用による CO2 排出量 活動量：移動距離もしくは燃料使用量（推定含む）* *FY25 年度データより個人所有の自動車による営業活動を Scope3 Category6 に含める	対象 自家用車を使用した営業活動に伴う出張 対象国：11 カ国（中国、オーストラリア、シンガポール等、算定に必要なデータが取得できなかった国を除く） 算定方法 各国で収集した走行距離データ（km）に、車両サイズおよび燃料種別に応じた排出原単位を乗じて算定 排出量には、燃料燃焼に伴う直接排出（Tank-to-Wheel）に加え、燃料の採掘・精製・輸送段階の排出（Well-to-Tank）を含む 排出原単位 日本：環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 日本以外：Defra（Department for Environment, Food and Rural Affairs）が公表する GHG Conversion Factors 車両サイズ別・燃料種別の排出原単位および Well-to-Tank 排出原単位を適用
7	雇用者の通勤	活動量：出社日数（人・日） 算定方法： 事業所へ通勤する従業員の人数 × 代表的な出社率を加味した出社日数 × 排出原単位	対象：直接雇用の社員（グローバル、各国の年間勤務日数） 出社率 ・オフィス系：日本の本社での出勤率をもとに算定 ・工場・研究所：100%で算定 従業員数・勤務日数当たりの排出原単位：

			・出典:環境省 DB [14] 従業員【勤務日数】及び 国立研究開発法人 産業技術総合研究所「LCI データベース IDEA version 2.3」
9	輸送、配送(下流)	活動量:売上収益(現地通貨ベース) 算定方法:売上収益(現地通貨ベース)×売上収益当たりの排出原単位	対象:日本・米国・英国 排出原単位:医薬品卸売事業者の売上原価当たりスコープ 1+2 GHG 排出量原単位(現地通貨ベース)を算出
12	販売した製品の廃棄	活動量:容器包装の重量(トン) 算定方法: 容器包装リサイクル法による申込み時の利用量×廃棄物種類別排出原単位	対象:日本 排出原単位: ・出典:環境省 DB [9] 廃棄物種類別排出原単位<事務局>(廃棄物輸送段階含む)
13	リース資産(下流)	活動量:種別エネルギー使用量 算定方法: リース先に請求した燃料・電力・熱等の使用量×エネルギー種別の使用量当たりの排出原単位	対象:他社にリースする会社施設 排出原単位: ・出典:エネルギー使用量および温室効果ガスの算定方法と同様

労働安全衛生の指標

開示指標	根拠、算定方法・基準等
労働損失日数 度数率、強度率	厚生労働省 労働災害動向調査 用語の解説

各種数値の表記について

EHS パフォーマンスの数値は表示桁数未満を四捨五入しているため、表記数値での合計や比率の計算結果と合わない場合があります。